

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG(第5回)
議事要旨

1 日時

令和5年4月24日(月) 13:00～15:00

2 場所

ウェブ会議

3 出席者

(1) 構成員

山本主査、内山主査代理、鳥海主査代理、荒井構成員、有賀構成員、大谷構成員、落合構成員、音構成員、長田構成員、西田構成員、林構成員、福井構成員

(欠席:長谷川構成員)

(2) オブザーバ

日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社 TVer、一般社団法人大手家電流通協会、一般社団法人 IPTV フォーラム、一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)、一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、ヤフー株式会社、Netflix 合同会社、一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)、一般社団法人全国地域映像団体協議会、一般社団法人日本動画協会、経済産業省商務情報政策局コンテンツ産業課、総務省情報流通行政局情報流通振興課、総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課

(欠席:一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)テレビネットワーク事業委員会、グーグル合同会社)

(3) 総務省

山崎大臣官房審議官、井田情報流通行政局情報通信作品振興課長、岸同局放送政策課企画官、向井同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長

(4) ヒアリング事業者

日本放送協会 吉野経営企画局長

一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟(ATP) 山田副理事長、松村理事

4 議事要旨

(1) 開会

(2) 議題(1) NHK との共同制作による流通促進に関するヒアリング

- ①資料5-1に基づき、事務局より説明。
- ②資料5-2に基づき、日本放送協会吉野氏より説明。
- ③資料5-3に基づき、一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)山田氏、松村氏より説明。

【内山主査代理】

ATP に2点ご質問したい。1点目、資料5-3の12ページ「(5) 二次展開が適性かつ透明な取引形態で実現するよう基盤整備が図られるべき」について、この業界は商慣習的に、権利の帰属と窓口権が分かれてしまっている。これは、国際展開あるいは二次利用をするにあたって、強い会社が別にあるという理由からだと思う。その観点で、ATP に所属する100社以上の中に、NHK エンタープライズよりも強い展開力がある会社がどの程度あるのか。

2点目、権利の帰属について、「放送コンテンツ制作取引適正化に関するガイドライン(第7版)」では典型例を出しているが、それではまだ解決しないのか。

【ATP(松村氏)】

1点目、NHK エンタープライズよりも展開力が強い会社は無い。ATP としては、他にも展開をしたい会社があること、作り手だからこそ自分の作品の特性・内容を熟知して利活用ができることを期待して、積極的に取り組んでいこうとしている。専門的な会社を否定するつもりは全く無く、そのような専門的な会社と協業することも可能だと考えているが、現状は契約上色々な縛りがあるため、二次展開の窓口が放送局系に帰属することが多くなっている。

2点目、「放送コンテンツ制作取引適正化に関するガイドライン(第7版)」の典型例が出来たことで、色々と整理しやすくなっているが、それにはまらない事例もあり、正直有効に活用されていないと考えている。これについては、別のワーキンググループでもATPとして意見を述べたい。

【内山主査代理】

NHK と ATP のご説明に対して意見を述べたい。外部制作委託比率にかかっている努力目標をどうすべきかということが大きなアジェンダだと思う。メジャーメントとして、時間、金額、本数などの選択肢があると思うが、結局は時間で考えるのが一番良いだろう。

また、現在は BS プレミアムにかかっている努力目標だが、今後はもう少し戦略的に考えるべきではないか。例えば、4K を重視することや、NHK オンデマンドにおけるネット展開も含めて考えることもできる。BS にとどめておく話ではないと思われる。

努力目標は、外部制作事業者が企画したのか、制作参加したのかに応じて 16%、50% の 2 つを定めているが、ATP としてはもっと高い値にしてほしいというご要望だったと思う。ただし、資料 5-3 の 18 ページ「製作会社は、新 2K・4K 共に活躍の場が必要」について、NHK にとってはレギュレーションが倍増することになりかねない。仮にそれを認めるとしても、移行措置を考えないと現実的ではないのではないか。今後、NHK は受信料が 1000 億強減少する見込みであり、そのような流れの中で、逆行するようなレギュレーションはあまり持続可能ではない。

【大谷構成員】

NHK にご質問したい。資料 5-3 の 17 ページでは、制作費に与える影響について述べられており、制作の機会を確保するという意味では、単純にパーセンテージで比較するだけではなく、制作への関与のクオリティを上げていくことが期待されていると理解した。NHK において、総制作費の開示は可能か。もし難しい場合は、理由も教えていただきたい。

必ずしも 16%、50% という努力目標を延長することだけが解決策ではないと思うため、様々な指標で制作会社にチャンスがあり、相乗効果が上げられるようにするには、どのような目標値にすべきか議論したい。

【NHK(吉野氏)】

NHK としては、外部の事業者の方々と優れたコンテンツを生み出していきたいという思いは変わるものではない。数値目標に関わらず、一緒に作っていきたい。

一方で、総制作費の開示はなかなか厳しい。委託、共同制作、番組購入など、様々な協業の形態があるため、合計金額をすべてまとめて取り扱うことが NHK 内でできていない状況である。また、そもそも目標となる金額を定めて、それに向かって番組を制作するというよりも、健全な競争の中で、しっかりと高品質な番組をご提案いただきたいというスタンスで運営しているため、その点をご理解いただきたい。

【大谷構成員】

最初から金額を目標とすることは難しいと思うが、結果としてどの程度の金額が

支払われたのかについて、委託・共同制作等のカテゴリに応じてNHK内で確認するようなことも必要だと思うため、ぜひお願いしたい。それを開示するかどうかは、見せ方によって難しいところもあるだろうが、検証の一つのメルクマールになると思う。

【落合構成員】

ATPに2点ご質問したい。1点目、資料5-3の21ページ、22ページの中で、「著作権の整備」、「適正な制作費の実現」などに言及があった。これらは、本ワーキンググループでこれまでも議論されてきた内容と共通する部分もある。一方で、制作費や著作権の観点については、公正競争的な側面があり、そういった視点で以前総務省も施策を打っていたと思う。この観点について、今の時点で追加すべきことがあるのか。一方で、海外展開や著作権の整備については、競争法的な要素とは別に、マニュアルを作成するなど、サービスとして行政やNHKが協力できることは考えられるか。

2点目、NHKから見た外注の比率について、今後通信側のサービスも重要になると思われる。2K・4Kの点だけでなく、全体としてバランスをとってNHKと協力して進めていくのが良いのではないかと思うが、どのようにお考えか。

【ATP(松村氏)】

1点目について、適正な制作費について、放送業界は民放も含めて削減・下落傾向にある。コンテンツの適正な制作・取引を考えると、ATPとしては、まず企画ごとに積上げ方式に必要な費用を実現してほしいと思っているが、なかなか実現せず、設定した予算からの逆算になっているケースがほとんどである。そうすると、制作会社の管理費の確保すらできない状況になり、管理費を削ってそこで埋めるようになっている。このような状況を踏まえ、ATPは民放も含めて各局に適正な制作費の確保を昨年度要望した。そういった意味では、適正な制作費の実現は現状なかなかできていないと思う。海外展開については、著作権の帰属にも関わってくる。制作会社が自らの作品の著作権を持っていれば、それを海外に展開して、なおかつ制作者同士で作品の良さを話しながら新たな作品を生み出すことも可能だと考えるため、そのための権利確保が必要になってくる。

著作権の帰属は、非常に難しい問題である。著作権法では、「発意と責任を有する者」に著作権が帰属することになっているが、何が「発意」なのか、「責任」なのかは神学論争的な深い議論になってしまう。NHKや民放各局とも話し合いをさせていただきながら、お互いが納得する形で帰属を考えていきたい。

【ATP(山田氏)】

海外展開について、展開したいと思っているだけではなく、実績としてATPでも

民放やNHKとの共同制作作品などを海外展開してきた。ATPの会員各社独自に努力している。また、販売促進を任せられる外部組織もあるため、そのような取組を促進していくような方法もある。大事なことは、やはり作品を海外展開したいという強い愛情を持っている制作者自身が、それに携わることである。

【落合構成員】

2K・4Kの他に、今後通信に関する取組も進んでくるかと思うが、それについてはどのようにお考えか。NHKとATPが協力して取り組んでいくことは有意義だと思うか。

【ATP(松村氏)】

作品の出口として、配信サービスが普及していくことは好ましいことだと思っている。特にNHKにおいては、現在補完的な活用にとどまっているため、今後どのように変わっていくかはATPとして注視している。今後の状況によっては、新たな取り決め等をNHKと前向きに検討していきたい。

【落合構成員】

制作費の制作会社への配分について、制作費の配分自体に追加のルールを整備するというお話まではなかったが、やはり制作会社にとって厳しい状況にはあるということを踏まえて取り組む必要がある。一方で、単にルールを執行すれば良いということではなく、ビジネスモデルとして成り立っていくようにしないと、誰かにしわ寄せが来ることになってしまう。適正な制作費の実現について、放送業界全体としてのパイの増加と、その配分を考えて議論していかなければならない。

海外展開も含めた著作権の整備について、これまでもローカル局等からの意見に基づき議論しており、マニュアル的なものの有用性の議論もあったと思う。実際に作品を作っている方々と放送局とがしっかりと報われるようにということを、配信に限らず重要な課題として考えなければならない。

また、NHKからの外注の出し方について、従前はNHKが波の数を増やすときに一定の規律をかけてきたという流れがあると思う。今後は、2K・4K、通信も増やしつつも、全体の経営計画としては、三位一体の改革を進め、経営規模を圧縮していくということなので、それぞれに一律の数値目標を割り当てることは難しいだろう。しかし、外部とも協力しつつ、NHK全体としてあるべきエコシステムを検討いただきたい。

【音構成員】

NHK、ATPそれぞれにご質問したい。NHKについて、2K・4Kにシフトしていきたいが、経営環境を踏まえると制作費を大きく広げることが難しいと認識した。また、

資料5-3の12ページ「NHKの衛星放送の保有チャンネル数の在り方に関する研究会」に参加していたが、当時NHKから「衛星放送のサービスには衛星放送的な文化がある」という話があった。一方で、NHKの衛星放送は、教養系の堅めのドキュメンタリーなど、なかなか民放では放送されないコンテンツも放送されてきた経緯があるかと思う。減波をするということは、そのようなコンテンツを露出する場所が減っていくということだと考えられるが、NHKの衛星放送が流してきた編成のジャンルを変える予定は無いと現時点で考えているか。

ATPについて、2Kよりも4Kは制作費が高いと思われるが、NHKが2Kから4Kにシフトすることによって、ATPの会員社の負担はどの程度上がるのか。また、特定のジャンルに強い制作会社は多いと思うが、特にNHKの衛星だからこそ放送できていた教養系のジャンルについて、制作会社が参入できないような状況が起こりうるか。

【NHK(吉野氏)】

ご指摘のとおり、NHKの教養系の番組の強さについては続けていきたい。BSプレミアムで展開してきた教養系の番組は多く、視聴者からも当該番組が無くなることを危惧するご心配の声をいただいた。ただし、新しいBS2Kの中でも、BSプレミアムで放送していたような教養系の番組もできる限り展開し、新BS2Kの番組ラインナップをバラエティに富んだものにできればよいと考えている。同様にBS4Kについても、これぞという番組をピックアップして、より高精細なものとして展開していく。当然2Kと4Kの一体制作もあり、これまでBSプレミアムを中心に展開してきた質の高い教養系のドキュメンタリーが無くなっていくわけではない。一方で、大きな放送の枠組み自体は圧縮することになるため、その中でどのような取り組みが考えられるかは、視聴者のご意見も踏まえつつ、丁寧に検討していきたい。

【ATP(山田氏)】

ご指摘のとおり、4Kの番組制作は、ある程度規模のある制作会社が多く受けていくことになると思われるため、危惧している。また、減波によって全体が圧縮されることで、教養系ドキュメンタリーを制作する小規模な制作会社の経営に影響が及ぶ。資料5-3の14ページ「ATP経営情報調査」にあるとおり、会員社の半数を占める総売上10億円未満の制作会社において、2年連続で50%前後の利益減という状況になっている。良い作品を小編成で制作する小規模制作会社の経営が圧迫されていくことは非常に懸念される。

【山本主査】

ATPに2点伺いたい。1点目、近年は配信プラットフォームの受注が増えているということだが、どの程度の割合が配信プラットフォームからの受注になるか。

2点目、配信プラットフォームからの受注と、放送局からの受注で、番組制作に何か違いがあるか。

【ATP(松村氏)】

ATP 会員社である制作会社では、ご指摘のとおり配信プラットフォームからの受注が増えている。一昨年、昨年の構成比では、約5%だった割合が約10%に増えた。ただし、配信プラットフォームからの受注の場合も、安価な作品が多かったり、著作権の帰属も配信プラットフォームが持つことが大前提になっていたりするので、その点は改善できるようにしていきたい。

【山本主査】

2006年に提言されていた際とは情報環境が大きく変わってきているかと思う。コンテンツの制作力向上で外注していたものが、配信プラットフォームのコンテンツ力に活かされる状況になっている。今後の方向性として、誰のコンテンツ制作の促進なのかという目的を明確にしていく必要がある。情報環境の違いを踏まえつつ、コンテンツ産業全体の促進と放送コンテンツの促進のどちらなのかを戦略的に考えていく必要がある。

(3) 議題(2) 第1回から第4回までを踏まえた意見交換

①資料5-4に基づき、事務局より説明。

【内山主査代理】

資料5-4の7ページ「海外の視聴者ニーズも意識し、マーケティングやデータ分析に基づくコンテンツの制作・流通にも取り組んでいく必要がある」について、様々な誤解を招く恐れがあり、現場の方々からも異議が出ると思われる。放送番組に限らず、情報という財自体が、何かに基づいて生むというよりは、発信者が意図を持って出しているという点で、もともとマーケットイン型ではなくプロダクトアウト型の性質の強い財である。現状でも、視聴率に基づいて番組を制作することはあるが、海外展開を考えると、日本のプレイヤーがどこまで海外のニーズを把握できるかは怪しい。コンサルタントが持ってくるデータで番組制作が出来るかといえば、おそらくノーだろう。むしろ現地の文化、風習、言語に明るいパートナー(後補足; バイヤー、エージェンシー、ディストリビューター等、広い意味で)からもたらされる情報の方がはるかに制作の参考になり、その意味では、本当に信頼できる海外パートナーを見つけることが全てにおいて早いと思う。標準的なマーケティングの教科書のような資料5-4の書きぶりには少し反対である。

【福井構成員】

資料5-4の5ページの権利処理について、放送と配信では全く権利処理が異なるということは記載のとおりであり、おそらくワークフローやノウハウの共有も有効だが、それだけでは無理だと思う。特に、配信のための権利処理の最大の障害は、やはりまずは音楽である。放送の場合は、著作権については包括契約、原盤権については放送では処理不要になっている。よって、放送現場の方は音楽についてはあまり意識せずに制作できる状況にあったはずである。しかし、配信の場合は状況が大きく変わる。一定の見逃し配信等を除くと、著作権は外国曲を中心としたシンクロ処理において、JASRAC等による集中管理ではなく、個別交渉が必要となる。ばらつきのある単価は、高い時では一曲で億単位になる。同様に原盤権についても、配信では個別交渉になる。この点について、日本レコード協会では、いわゆるウェブキャストという一括一度の配信については、2年前に一定の条件で集中管理に踏み切っているが、それ以外では集中管理の目処も立っていない。つまり、数百の音楽レーベルと、それぞれ個別に権利処理を行わないと、既存の原盤は配信には使えないのである。こうした個別対応をすると、手間暇の大きさからどうしても費用倒れを起こしてしまい、これが配信における大きな壁になっている。対策としては、買い取りが可能な曲や音源を最初から作り、JASRAC等に信託されないようにする動きが出ている。しかし既存の曲も原盤も使えないということは、従来の日本の番組制作から考えると、魅力を削ぐ要素になってしまう。ワークフローやノウハウの共有、買取りの音源での対処も解決策になりうるが、併せてレコード協会における集中管理の促進、シンクロ処理における包括契約の推進に向かっていかないと、なかなか難しいかと思う。これは、業界を挙げての努力に加えて、政府の後押しも必要になってくると考える。集中管理の促進については、現状でも政府が推奨しているところだが、いま一段の取組があるとよい。

資料5-4の5ページ「大手プラットフォームとの交渉力」について、本ワーキンググループでも以前申し上げたが、プラットフォームとの契約は、国内契約にも輪をかけて、徹底的に権利を持っていかれる。典型的には、ローカル局、制作プロダクション、個人クリエイターのいずれであっても、プラットフォームに著作権を譲渡している。譲渡する著作権には、翻案権、改変等を自由とする全クリエイティブコントロールが含まれ、著作者人格権は不行使を求められる。加えて、追加の支払いも乏しい。このような形でのプラットフォームへの権利譲渡が非常に多く、追加支払いの条項が形ばかりであっても、実際の計算上は出てこなかったりする。個別交渉をサポートしてきた立場から申し上げますと、このような状況を覆していくためには、価格協定には至らない程度で、団体での情報の共有や共闘をするしか、巨大プラットフォームへの対抗手段は無いと思われる。

【落合構成員】

5点コメントさせていただきたい。1点目、資料5-4の3ページ「論点(1)-2)放送事業者が主体となって運営するプラットフォームの活用の在り方関係」について、視聴データの利活用に向けた議論をしっかりとしていくことが重要だと考える。具体的にどのようにすべきかまでは論点が絞り込めていないように思うが、放送と親しい内容も含まれる通信のプラットフォームに視聴者を取られているような状況で、放送側に強い足枷がはめられているとすると、どうしても放送に不利な環境になっているので、通信側のサービスに対抗できないことになってくると考える。この点を踏まえて、どのように整理していくべきか検討することが重要である。一方で、視聴者の安心を守っていくことも重要であるため、どのような形であれば視聴者を守れるかを考慮しつつ議論をしていくべきである。

2点目は、プラットフォームとの関係性についてのコメントである。どのような形であれば、放送のコンテンツをプロモーションしていただける可能性があるのかについて、総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」も含めて議論してきた。一定の質が担保されている放送コンテンツをより分かりやすく掲載していくことで、プラットフォームの質を向上させられる可能性もあるので、プラットフォームと放送の双方がプラスになるように、どのように協力できるかは検討の余地があると思う。

3点目、資料5-4の5ページ「①地域情報を地域内外に安定的・継続的に届けていく方策関係」について、視聴スタイルの多様化に対応していくことが重要だと考えている。一方で、単に多様化するというだけでなく、ローカル局が地方に存在する意義を念頭において検討することが重要である。ニュースや防災のように、より地域社会にとって明白に重要なものもあり、それらについて議論されることも多いと思うが、文化発信も地域における社会形成には有意義だと考える。何らかの地域性があるものは、ローカル局を介して出していくことが有用になる環境を整備することを目標にすることが大事ではないか。

4点目、資料5-4の7ページ「マーケティングやデータ分析に基づくコンテンツの制作・流通」について、マーケティングの観点で、既存のコンテンツを単にデータを使って売れるようにしていくことを推奨している印象を受ける。しかし、国際的に業務を展開しているプラットフォームも、国によって文化的背景等を分析してコンテンツの内容をカスタマイズすることもあると思う。複数の文化圏にコンテンツを展開できるようにするためには、日本国内だけで通用するデータだけでは展開が難しい場面があると思う。内山主査代理がご指摘されたように、海外に信頼できるパートナーを見つけることも重要であるし、海外においてどのようなコンテンツを提供するかを考慮しながら制作し、また実際の配信の際にも調整するかについても検討するとよい。なお、海外に限らず、通信でもコンテンツを提供するのであれば、尺や構成を調整すること自体も検討することが重要と考える。

5点目、資料5-4の8ページ「②海外展開」について、福井構成員がご指摘され

たように、実際には団体交渉のような対応を考えないと、交渉の余地が無いということもあるだろう。一方で、共同行為ということになると、競争法の論点も出てきてしまう。他のワーキンググループでは、協調して行動する手前の情報連携についても、競争法上の一定の配慮を行って、総務省を介して情報をやり取りしたことがあった。この点について、今後協調して行動していくことがある場合は、競争法の視点について十分配慮する必要がある。

【林構成員】

1点目、資料5-4の2ページ「(2)放送コンテンツ制作の促進について」に関して、突飛な発想と思われるかもしれないが、あえて問題提起としてコメントする。NHKが有する過去何十年にも渡る膨大な放送素材やコンテンツは代替するものがなく、そういった放送遺産は受信料を原資として蓄積されてきたという意味で、ある種国民共有の資産といえる。これをNHKに独占的に利用させ、あるいは死蔵させるのではなく、新規事業者の市場アクセスを促進するためにも、広く民間に開放し、そのコンテンツの利活用を促進することが、日本全体のコンテンツ制作力の底上げに繋がるのではないかと。また、アーカイブを活用することは、一から類似のコンテンツを作り直すよりは、制作費の削減にも繋がりをため、総合的に考えると、コンテンツの振興にとっても望ましいと思う。権利処理や提供条件等の問題もあるが、NHKが有する膨大な放送素材は、ある種の公共財と位置づけて、広く利活用を促進する政策を講じる必要があるのではないかと。これは、法律で強制するのではなく、民間同士で推進するという形もあると思う。関連して、現在NHKオンデマンドで配信されているコンテンツは、NHKにおいて制作されたもののみで構成されているが、将来的に公共的なプラットフォームのような形で発展していくのであれば、外部の事業者のコンテンツも含めて提供していくことがあり得るのではないかと。思う。

2点目、グローバルプラットフォーマーとの契約交渉について、先ほど福井構成員からも言及があったが、グローバルプラットフォーマーと上手く共存していくためには、コンテンツの使用料の支払い、プラットフォーマーが持つショーケースでの報酬、著作権の条件、広告収入の利益配分、閲覧数に関する情報の開示、検索順位の決定の透明性確保等についてどのように取り決めるかが重要であるため、これらの課題を乗り越える方策を民間で連携して考えるべきである。また、それに対する政府の後押しも必要である。新聞記事のニュース配信で問題になったことと同じ問題が、放送コンテンツにおいても生じる可能性があるため、その点は検討する必要がある。その場合に、優越的地位の濫用と見られる状況が生じた場合には、独占禁止法の適用を考えるべきである。自社の検索サービスやポータルサイト、SNS等の広告デジタルプラットフォームにおける検索順位決定に関する情報の透明性については、デジタルプラットフォーム取引透明化法の対象かもしれない。また、福井構成員や落合構成員が述べたように、デジタルプラットフォーマーと対等に交渉

するには、放送事業者間の横の連携が必要であるため、独占禁止法の適用除外の法制化ということではなく、現行の公正取引委員会の事前相談制度を活用するなどして、不公正な取引だと見なされるリスクは低減することができる。重要なのは、何を連携して、何を連携しないのかを明確にして、指針等で共有することである。

【大谷構成員】

総務省により、これまで構成員からご指摘があった点が整理され、必要な論点をほぼカバーしていただいたと思う。これらの論点の優先順位をつけながら、具体的な施策に落とし込んでいくためにも、政策を推進するにあたっての裏付けとなる定量的なデータを混ぜて整理していく必要がある。例えば、資料5-4の6ページ「論点(1)-1)、4)放送コンテンツを地域内外に安定的・継続的に届けていく方策関係①」について、どのような方策をとれば、そのコンテンツが埋もれることなく、出来るだけ多くの方に見ていただけるのかについては、具体的な実証や、当該地域を対象としたアンケートを実施することが考えられる。資料5-4でまとめた問題意識を具体的な政策に近づけていくために、そのようなデータを整理するためのプロジェクトを始められるとよい。

資料5-4の6ページ「ローカル局は、これまで社会基盤としての役割を果たす」について、ローカル局は地域の歴史等の地域情報に関するアーカイブも持っていると思う。そのようなアーカイブにネット上でアクセスするための権利処理の円滑化や、地域のコンテンツを地域の方々に支えていただくためのコミュニティ作りも考えられる。それに向けて動き出しているローカル局がいる場合は、知恵を借りることができると思う。

【長田構成員】

国内の話になるが、現状でも各放送局が見逃しやアーカイブ等、様々な方法でコンテンツを見るためのプラットフォームをお持ちである。ローカル局も合わせると相当な数であり、その中から見たいコンテンツを探し出すことが出来ないという状況かと思う。視聴者の立場からの要望としては、まずその入口となるものを作っていたきたい。そこで見たいコンテンツを見つけることができれば、より深く見ていきたいと考えるようになるのではないか。資料5-4の3ページ「UI・UXでどう多様性を確保していくのか議論が必要」とあるとおり、ユーザーにどのように見せていくかの設計が非常に重要である。また、それをどのような枠組みで作っていくかについても同様にご検討いただくとよい。

【山本主査】

構成員のご意見を踏まえてコメントする。本ワーキンググループのテーマとして

は重すぎるかもしれないが、放送とは何か、どのような価値を出すべきかを常に問われている気がする。放送の一次的な役割との関係の中で、どのような施策が適切か検討していくべきであり、放送の一次的な役割と直結した施策と、間接的な施策との間にグラデーションがあると考えられるのではないか。例えば、海外展開は重要な論点であるが、放送の一次的な役割との関係では、間接的な施策になる可能性もある。放送の一次的な役割を明確に定義することは難しく、常に走りながら考えていく必要があるため、ステークホルダーが話し合う場が必要である。例として、キー局とローカル局が TVer の運営について話し合う場や、放送局とプラットフォームが話し合う機会を確保する場、NHK と ATP が外注に関して話し合う場などが考えられる。

【事務局】

様々のご意見感謝。なお、資料5-4は、これまで本ワーキンググループで出てきた意見を整理したものであり、事務局やワーキンググループの考え方を取りまとめたものではないことは念のためお伝えしたい。

資料5-4の7ページ「②海外展開」について、内山主査代理にご指摘いただいたとおり、放送コンテンツの性質や適切なパートナーとの連携が重要な側面もあると思う。コンテンツ市場が国境やメディアを越えて広がっていく中で、どのように戦っていくかを考えながら、今後の方向性を関係者で考えていく機会が必要だと考える。今後は、両面の視点を踏まえて議論したい。

林構成員による NHK のアーカイブの活用に関するご意見については、頂戴したご意見を整理のうえ、どのような場で議論するかも含めて改めてお示しする。

大谷構成員からは、今後の検討を深めていくためのデータの整理についてご意見を頂戴した。これまで、海外調査についても宿題をいただいていると認識しているため、それらも踏まえて必要な情報を検討したい。

【内山主査代理】

誰が一番データを取れるかが重要である。国内に関しては、日本の放送事業者が積極的にデータを取得することは当たり前である。一方で、海外に関しては、競争優位の問題があるため、日本の放送事業者がデータを取りに行くという無理なことを要求しない方が良い。今後、視聴データの共有が、ネット専門プレイヤーとの交渉の中で非常に大きな問題になるはずである。例えば、数年前に HBO Max が立ち上がった際に、ワーナー・ブラザーズは Amazon と非常に揉めた。これは、売上のシェアリングの問題以上に、Amazon Prime 経由で取得する視聴データのシェアリングの問題があった。最終的に合意に至らず、2年間 HBO Max は Amazon Prime では流されなかった。そのくらい視聴データの活用は重い問題である。先ほど福井構成員からご指摘があった対 GAFA との集団交渉の場においても、視聴データのシ

エアリングは重要になると思うため、検討項目として考えていただきたい。

【福井構成員】

競争法に配慮しながら、どのように実効的に交渉するかについて、各構成員からご指摘があつて点は賛成である。併せて、林構成員から過去のコンテンツ資産の有効活用について、大谷構成員からアーカイブについて言及があつたが、これらについても賛成である。過去のアーカイブ資産の利活用における壁はやはり権利処理である。特に、音楽や肖像権だけでなく、権利者不明問題が大きな壁になる。解決策として、文化庁を中心に、簡素で一元的な権利処理の仕組みについて検討し、提出された法案が、現在国会でも審議されている。これは有効な解決策と考えているが、重要なのはその運用である。このような課題は省庁をまたがって発生するため、省庁間連携も大切である。

最後に、質問を兼ねてコメントする。日本は本当に海外で戦うための、海外で通用するコンテンツを作れていないのか。例を挙げるとアニメや劇場用映画が多くなってしまうため、少し違うというご指摘を受けるかもしれないが、アニメはテレビが本籍地でもあるため、述べさせていただく。現状、「SLAM DUNK」や「すずめの戸締まり」が、中国・韓国の興行記録を日々塗り替えている。加えて、「ザ・スーパーマリオブラザーズ・ムービー」は公開から19日で全世界の興行収入が1,100億円を超えた。これは、興行収入の歴代世界トップクラスのペースであり、京都発の任天堂も制作陣に加わっている。このように、各国で人々の原体験になっているような人気コンテンツが、日本により生み出されてきた。また、「風雲！たけし城」は、ずっとリメイクでの引きも強い。ニーズを調べて売れるコンテンツを制作することは、商売の基本であるため、反対することではないが、同時に、日本が自分達にとって面白いものを制作して、本当に海外で通用しないのだろうか。しているように見える。収益還元率はむしろ、交渉の仕方、売り方にやはり紐づいているのではないかとも思うがどうか。

【内山主査代理】

日本は売れるIPを持っており、それがアニメやゲーム、フォーマットやリメイクという形であると更に売れるという点には同意である。日本が根本的に弱いのは、実写・完パケであるが、制作費があまりに低くて海外勢とは戦えない。制作費が低い理由として、日本のビジネスモデルや、ファンレイジングの問題が考えられる。福井構成員が言及した以外にも、黒澤明監督の「生きる」のリメイク版がイギリスで制作され、日本でも配給されて評価されている。そのような意味で、日本はアイデアのうち競争力を持っているが、それを形にした際に、特に実写系において競争力を持っていない。アニメは、日本と同じレベルで制作できる人材やファシリティ、産業組織全体の競争力が海外では弱いため、相対的に日本のプレイヤーは完パケで

持っていくことができる。一方で、実写は、日本以上の制作力を持っているところが世界中にあるため、完パケで持っていけない。よって、十数年前から、キー局は完パケ以上にリメイク・フォーマット権を売ることを重視してきたと思う。

【福井構成員】

制作費を上げようとする、どうしても失敗することができなくなり、ハリウッド型で確実に売れるコンテンツを制作しなければならなくなってしまう。こうなると、多産多死により、日本の作家性を押し通し続けたことによって突き抜けた、前述のようなコンテンツが生まれるというやり方がしにくくなる。面白いところでもあり、難しいところでもあると思う。

【内山主査代理】

ビジネスモデルの競争になっているという面はあるかもしれない。

【林構成委員】

資料5-4の3ページ「視聴者が不安を感じない形で視聴データの利活用を行っていく方向での検討が必要」について、賛成である。一方で、放送事業者が収集する視聴データに対する規律は、データの種類にもよるのではないか。つまり、視聴者特定視聴履歴を保有している場合は個人情報保護法やガイドラインに基づいて規律の対象になると思うが、視聴者非特定視聴履歴の場合は、他の情報と突合する等をしない限り、必ずしもそれらの対象ではないと言えると思う。そもそも「視聴者が不安を感じない形で視聴データの利活用」という言葉の背景には、2つの要素がある。1つ目は、視聴履歴の不適切な使用によって、放送局の信頼低下を招くことや、それに伴う放送衰退を防ぐ側面である。2つ目は、視聴者が納得できる形での視聴履歴の利活用を促進して、デジタル時代でも放送の存在感を拡大するという側面である。これら2つは分けて議論するとよい。

【音構成員】

林構成員のご意見と重なるが、資料5-4の3ページ「UI・UX でどう多様性を確保していくのか議論が必要」について、ローカル局の単位で地元住民の信頼に基づいた形でのインターフェースの設計をしていくことが問われているのではないか。その意味で、Locipo の話を含め、ユニットをより小さくした可能性も議論すべきである。

また、福井構成員と内山主査代理のご意見と重なるが、TVer に代表されるようなオールジャパン的なプラットフォームと、地域ごとの活動を考えると、前者のリーダー的な存在には非常に意味がある。一方で、海外展開におけるキー局とローカル局の関係について、圧倒的に前者にノウハウが集まっており、系列局であってもそ

のノウハウの共有には至っていないのではないか。海外との競争の中で、そのようなノウハウをどのように共有していくのか考えていかなければならない。

【山本主査】

本日は視聴データについて様々なご意見を頂戴した。資料5-4の3ページでも過去のワーキンググループでの意見として取り上げていただいたとおり、放送事業者による視聴データの利用目的をしっかりと考えていかないと、過剰な規律になってしまう。例えば、要配慮個人情報にあたる政治的な信条のプロファイリングにより、エコーチェンバーやフィルターバブルに繋がり、多様な情報に触れる機会が減ってしまうこと等が重要な問題になる。逆に、公共的なエンゲージメントを高めるために視聴データを活用することは十分にあり得ると思うため、放送固有の積極的利用の方法を模索するという発想の転換が必要ではないか。

(4) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。

以上